

東京立正短期大学 研究活動における不正行為の防止体制に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東京立正短期大学（以下、「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止体制について定めることを目的とする。

(対象とする不正行為)

第2条 この規則が対象とする研究活動上の不正行為は、故意もしくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用、ならびに「研究活動における不正行為への対応等に関する調査ガイドライン」（平成26年8月26日文部大臣決定）の「3（3）対象とする不正行為」に定めるところによる。

(研究者等の定義および責務)

- 第3条 ① この規則において、「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者、および本学の施設や設備を利用して研究活動を行う者をいう。
- ② 研究者等は、研究活動上の不正行為や競争的資金等の不正使用、その他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為や競争的資金等の不正使用、その他の不適切な行為の防止に努めなければならない。
- ③ 研究者等は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。
- ④ 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

なお、具体的な保存期間および管理方法については、別に定める。

(最高管理責任者)

- 第4条 ① 本学は、研究倫理の向上および不正行為の防止等について本学全体を統括する最高管理責任者を置き、学長をこれに充てる。
- ② 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

- 第5条 ① 本学は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上および不正行為の防止等

について実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、教務委員長をこれに充てる。

- ② 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。また、次の各号に掲げる事項を所管する。
- 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上
 - 2 本学における一定期間の研究データの保存・開示
 - 3 コンプライアンス教育・啓発活動実施計画の策定・指示

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 ① 本学は、現代コミュニケーション学科における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、現代コミュニケーション学科長をこれに充てる。

- ② コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる事項を所管する。
- 1 現代コミュニケーション学科における対策の実施、実施状況の確認、及び実施状況の統括管理責任者への報告
 - 2 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、本学における競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動の実施及び受講状況の管理監督
 - 3 本学の構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導
- ③ コンプライアンス推進責任者のコンプライアンス教育、啓発活動及び競争的研究費等の管理・執行のモニタリングを補佐するため、必要に応じ、専攻課程長のうち1名をもってコンプライアンス推進副責任者を置く。

(事務)

第7条 この規則に係る事務は、事務長が所管する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、教務委員長の発議に基づき、学長が決定する。

附 則

本規則は、平成27年9月3日から施行する。

本規則は、平成31年4月1日から施行する。

本規則は、令和3年4月1日から施行する。

「研究活動における不正行為の防止体制に関する規則」の制定

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日）に対応するため制定された。